

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日になるときは、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)

生活保護法による診療所等の廃止( )

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求め  
るための発起人の届出(水産課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

違反広告物掲出物件の除却命令(都市計画課)

都市計画法第六十六条による告示(下水道課)

◇ 告 告 ふぐ処理師試験等の実施(県民生活課)

◇ 入札公告 一般競争入札の実施(会計課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の

規定により次のとおり告示する。

平成八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くらさと歯科医院	米子市皆生新田二丁目一―一五	平成八年十一月一日
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町一丁目六三―一二	平成八年十一月二十六日
うさぎ調剤薬局	米子市中町八三	平成八年十月三十一日
老人保健施設 セラトピア	東伯郡大栄町大字瀬戸四五―一二	平成八年十一月十一日
老人保健施設 ハワイ信生苑	東伯郡羽合町大字上浅津五八―一五	平成八年十二月二日
訪問看護ステーション まごころ	米子市河崎五八四―四	平成八年十二月九日
せいきよう訪問看護 ステーションあおぞら	気高郡鹿野町大字今市六三―一	平成八年十二月十六日

### 鳥取県告示第八百四十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町一丁目六三〇六	平成八年十一月二十六日
うさぎ調剤薬局	米子市中町八三	平成八年十月一日

鳥取県告示第八百四十九号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 品 次

指定番号	種 別	図 書 類	
		題 名 及 び 号 数	発行記号等 表示された 発行所名
5 6 4 0	雑誌その他 の刊行物	投稿ニヤンニヤン写真 1996 10月号	雑誌 16747-10 株式会社 サン出版
5 6 4 1	〃	放 課 後 ク ラ ブ ザ・トップMAGAZINE 8月号増刊	雑誌 14008-8 株式会社 グイアプレス
5 6 4 2	〃	DICK HARDCORE CLIMAX ダイヤック 8月増刊号	雑誌 16516-8 株式会社 大洋書房
5 6 4 3	〃	ア ソ タ ッ チ ヤ ャ ル オレソ通信 9月増刊	雑誌コード 02190-9 株式会社 東京三世社
5 6 4 4	〃	オ レ ソ 通 信 1966・10	雑誌コード 02189-10 株式会社 東京三世社
5 6 4 5	〃	熱 写 ボ ー イ ー r . 1996・10	雑誌コード 07056-10 株式会社 東京三世社

5 6 4 6	〃	P e t t i G A L S 1996・11	ISBN4-8112-00195-5	株式会社 浪速書房
5 6 4 7	〃	カ メ ラ 天 国 1996 10月号	雑誌 13724-10	株式会社 日本出版社
5 6 4 8	〃	禁 人 娘 d a s ヒロチカヤガジン 8月号増刊	雑誌 02078-08	平和出版 株式会社
5 6 4 9	〃	む っ ち り ね っ ち り 秘 密 調 査	No. 125	北陽出版
5 6 5 0	〃	マ ガ ジ ン ・ パ ン 1996 10月号	雑誌 18385-10	株式会社 マクインテックス
5 6 5 1	〃	S H A V E ! パンパパラチャット 8月号増刊	雑誌 17584-08	株式会社 マクインテックス
5 6 5 2	〃	L a l a D u S 1996・8	雑誌 09012-08	株式会社 マクインテックス
5 6 5 3	〃	劇 画 コ ャ ン ト ー 1月号	雑誌 13625-1	黒田出版 株式会社
5 6 5 4	〃	漫 画 エ ロ ト ラ 1997 1月号	雑誌 18323-1	株式会社 葦
5 6 5 5	〃	漫 画 ラ フ ト ピ ア ス ペ シ ャ ル 1月号	雑誌 18349-1	株式会社 葦
5 6 5 6	〃	若 妻 い け な い 遊 び 漫画ラフトピアスヤル 12月号増刊	雑誌コード 18350-12/25	株式会社 葦
5 6 5 7	〃	C O M I C タ ッ シ ュ 漫画ダイナマイト 1月号増刊	雑誌コード 05980-1/15	辰巳出版 株式会社
5 6 5 8	録画テープ	快 楽 姫	S F-01	スーパード フレックス

鳥取県告示第八百五十号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条の二第二項に規定する同意を求めめるために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出	発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場所	漁業者調書の縦覧
	気高郡気高町大字酒津三三七辰巳 武	酒津加入区	漁業災害補償法第四十条第二号に掲げる漁業	酒津漁業協同組合	平成八年十二月二十七日から平成九年一月十日まで
	気高郡気高町大字酒津四二八谷本 誠				

鳥取県告示第八百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中山町

二 事業の種類

農業集落排水事業御崎地区処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町御崎字松山之上及び字下モ山地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡中山町赤坂六六

中山町役場

鳥取県告示第八百五十二号

鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）第八条第一項の規定に基づき、次に掲げる広告物を掲出する物件を設置し、又は管理する者に対し、当該広告物を掲出する物件の除却を命ずるので、同条例第九条の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日以内に除却しないときは、米子土木事務所長が除却する。また、除却後七日以内に当該物件の引き取りがないときは、米子土木事務所長が処分する。

平成八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

除却を命じる広告物を掲出する物件及びその所在地

「サンキャット」の野立て広告板を掲出する物件

米子市夜見町三〇七七地先

鳥取県告示第八百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道事業 天神川流域下水道
- 二 施行者の名称  
鳥取県
- 三 事務所の所在地  
鳥取市東町一丁目二二〇
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 変更なし
  - 2 使用の部分 変更なし

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を、次のとおり実施する。

平成8年12月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時
  - (1) 学科試験 平成9年1月31日（金）午前10時から正午まで
  - (2) 実地試験 平成9年1月31日（金）午後1時から
- 2 試験の場所
  - (1) 学科試験 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所
  - (2) 実地試験 倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉保健所
- 3 受験資格を有する者
  - (1) ふぐ処理師試験  
平成9年1月31日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業者若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事しているもの
  - (2) ふぐ調理師試験  
調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- 4 試験科目
  - (1) ふぐ処理師試験
    - ア 衛生関係法規
    - イ 公衆衛生学
    - ウ 食品衛生学
    - エ ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）
  - (2) ふぐ調理師試験
    - ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
    - イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）
    - ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

<p>5 受験願書の受付期間 平成9年1月7日(火)から同月10日(金)まで(必着)</p> <p>6 受験願書の提出先 所轄保健所(住所地を管轄する保健所をいう。以下同じ。)に提出すること。</p> <p>7 受験願書の添付書類 (1) ふぐ処理師試験 ア 戸籍抄本又は外国人登録済証明書 イ 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの) ウ 魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事していることを証する書類 (2) ふぐ調理師試験 ア 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの) イ 調理師免許証の写し</p> <p>8 受験手数料及びその納付方法 受験手数料は、8,970円(実地試験に用いるふぐの代金は含まない。)とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。 なお、既納の手数料は、環付しない。</p> <p>9 試験当日の携行品 (1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具 (2) 実地試験 受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物</p> <p>10 合格者の発表 平成9年2月14日(金)に所轄保健所に掲示する。</p> <p>11 その他 (1) 受験願及び受験に必要な書類は、所轄保健所において交付する。</p>	<p>(2) 試験の詳細については、所轄保健所に問い合わせること。</p>
	<p style="text-align: center;">入 札 公 告</p> <p>一般競争入札を行うので、鳥取県物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年12月鳥取県規則第106号。以下「特例規則」という。)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成8年12月27日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 調達内容 (1) 購入等件名及び数量 教育用ソフトウェアライブラリシステム 一式 (2) 調達件名の条件等 入札説明書による。 (3) 納入期限 平成9年3月24日 (4) 納入場所 鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育研修センター (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の3パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の103分</p>

<p>の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 政令第167条の5の規定に基づき知事が定める物品の売買等に係る特例規則第4条の競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>(3) (2)の資格区分が事務用機器又は電気通信機器のA等級に格付けされている者であること。</p> <p>(4) この公告に示した物品を知事が指定する日時、場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。</p> <p>(5) 平成8年12月27日(金)から平成9年2月10日(月)までの間のいずれの日においても、競争入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。</p> <p>3 契約担当部局 鳥取県出納局会計課</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県出納局会計課 電話 0857-26-7431</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 この公告の日から(1)の場所で交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 平成9年1月16日(木)午後1時30分 鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）</p> <p>(4) 郵便による入札 可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。</p>	<p>(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成9年2月10日(月)午後1時30分（ただし、郵便による入札書の受領期限は、2月10日(月)正午までとする。） 鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。</p> <p>(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成9年2月5日(水)午後5時までに提出しなければならない。</p> <p>(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札の無効</p> <p>2の競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を、落札者とする。</p>
---	--

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Software and Hardware For Educational Use Library

(2) Time-limit for the submission of documents for possible inclusion in the library confirmation : 5 : 00 PM 5, February, 1997

(3) Time-limit for the submission of tenders : 1 : 30 PM 10, February, 1997 (tenders submitted by registered mail 0 : 00 PM 10, February, 1997)

(4) Place of contact for the notice : Accounting Division, Treasure Bureau, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-70 Japan TEL 0857-26-7431